

区分レベル	IV-A-1
学科専攻名	法人本部
記載者名	木下幸彦

	PLAN（計画）	DO（実行）	CHECK（検証）		ACT（改善）
IV-A-1(1)	IV-A-1 (1) ①理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与する。 ②理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。 ③理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求める。 （計画）各観点に対し、適切な運用と点検を実施する。	IV-A-1 (1)（実行） 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与するとともに、学校法人を代表し、その業務を総理している。決算及び事業の実績は、令和5年5月25日開催の評議員会に報告し意見を求めた。	◎	IV-A-1 (1)（評価） 観点に従い適切な運用と点検を実施した。	IV-A-1 (1)（改善） 適切な運用と点検の実施を継続していく。
IV-A-1(2)	IV-A-1 (2) ①理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。 ②理事会は、理事長が招集し、議長を務める。 ③理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負う。 ④理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要情報を収集する。 ⑤理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識する。 ⑥理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備する。 （計画）各観点に対し、適切な運用と点検を実施する。	IV-A-1 (2)（実行） 理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。令和5年度の理事会は3回実施され、いずれも理事長が招集し、議長を務めている。IR担当が中心となって、学内外の情報を収集し理事会で共有している。 理事会は短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。 運営に必要な規程は、常に点検し法改正にも対応した規程の変更等を行っている。	◎	IV-A-1 (2)（評価） 観点に従い適切な運用と点検を実施した。	IV-A-1 (2)（改善） 適切な運用と点検の実施を継続していく。
IV-A-1(3)	IV-A-1 (3) ①理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有する。 ②理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任する。 ③寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用する。 （計画）各観点に対し、適切な運用と点検を実施する。	IV-A-1 (3)（実行） 第2期中長期計画策定の際に、建学の精神を確認しその理解に努めた。 3月に役員改選の手続きを行ったが、私立学校法の役員選任の規定に基づき実施した。 学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定は寄附行為第13条に準用されている。	◎	IV-A-1 (3)（評価） 観点に従い適切な運用と点検を実施した。	IV-A-1 (3)（改善） 適切な運用と点検の実施を継続していく。

区分レベル	IV-B-1
学科専攻名	法人本部
記載者名	木下幸彦

	PLAN（計画）	DO（実行）	CHECK（検証）	ACT（改善）
IV-B-1(1)	IV-B-1 (1) ①学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行う。 ②学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有する。 ③学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力する。 ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定める。 ⑤学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。 ⑥学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努める。 （計画）各観点に対し、適切な運用と点検を実施する。	IV-B-1 (1)（実行） 学長は教授会の意見を参酌して、教学運営の最高責任者として、最終的な判断を行っている。 学長は建学の精神に基づく教育研究を推進し自らも必修授業の「美しく生きる」を全学生に対し実施している。 学生に対する懲戒の手続きは、「飯田短期大学学生懲戒処分規程」に定めている。	◎ IV-B-1 (1)（評価） 観点に従い適切な運用と点検を実施した。	IV-B-1 (1)（改善） 適切な運用と点検の実施を継続していく。

IV-B-1(2)	IV-B-1 (2) (計画) ①教授会を審議機関として適切に運営する。 ②学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知する。 ③学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定する。 ④学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催する。 ⑤教授会の議事録を整備し教務課で管理する。 ⑥教授会は、学修成果及び三つの方針に対する認識を共有する。 ⑦学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営する。 (計画) 各観点に対し、適切な運用と点検を実施する。	IV-B-1 (2) (実行) 学長は、教授会が意見を述べる事項を周知し、教授会規程に基づき教授会を開催している。 学生の入学については、各入学試験において判定会議を開き、教授会の意見を聴取した上で決定している。卒業、課程の修了についても同様の手続きを経て決定している。 教授会の議事録は教授会が開催される都度作成し、教務課で管理している。 学修成果及び三つの方針は毎年度各学科、教務委員会で確認し、教授会に報告して認識を共有している。 規程に基づく委員会は、適切に運営されている。	◎	IV-B-1 (2) (評価) 観点に従い適切な運用と点検を実施した。	IV-B-1 (2) (改善) 適切な運用と点検の実施を継続していく。
------------------	--	---	---	---	---

区分レベル	IV-C-1
学科専攻名	法人本部
記載者名	木下幸彦

	PLAN（計画）	DO（実行）	CHECK（検証）	ACT（改善）
IV-C-1(1)	IV-C-1 (1)（計画） 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査計画に基づき監査を行う。 （計画）令和5年度監査計画に基づき適切に実施する。	IV-C-1 (1)（実行） 監事は令和5年度に実施された理事会及び評議員会に出席し、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について、監査を行った。財産の状況は、公認会計士の同席のもとでの監査も実施した。	◎ IV-C-1 (1)（評価） 観点に従い適切な運用と点検を実施した。	IV-C-1 (1)（改善） 適切な運用と点検の実施を継続していく。
IV-C-1(2)	IV-C-1 (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べる。 （計画）観点に基づき適切に実施する。	IV-C-1 (2)（実行） 令和5年度は、5月26日に実施した理事会及び評議員会に於いて、学校法人の業務若しくは財産の状況、理事の業務執行状況について意見を述べた。	◎ IV-C-1 (2)（評価） 観点に従い適切な運用と点検を実施した。	IV-C-1 (2)（改善） 適切な運用と点検の実施を継続していく。
IV-C-1(3)	IV-C-1 (3)（計画） 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出する。 （計画）観点に基づき適切に実施する。	IV-C-1 (3)（実行） 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、監査報告書を作成し、5月26日実施の理事会及び評議員会に提出した。	◎ IV-C-1 (3)（評価） 観点に従い適切な運用と点検を実施した。	IV-C-1 (3)（改善） 適切な運用と点検の実施を継続していく。

区分レベル	IV-C-2
学科専攻名	法人本部
記載者名	木下幸彦

	PLAN（計画）	DO（実行）	CHECK（検証）		ACT（改善）
IV-C-2(1)	IV-C-2 (1)評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織する。 （計画）観点に基づき適切に実施する。	IV-C-2 (1)（実行） 評議員会は、理事8名に対し18名であり、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織されている。	◎	IV-C-2 (1)（評価） 観点に従い適切な運用と点検を実施した。	IV-C-2 (1)（改善） 適切な運用と点検の実施を継続していく。
IV-C-2(2)	IV-C-2 (2)評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営する。 （計画）観点に基づき適切に実施する。	IV-C-2 (2)（実行） 評議員会は、私立学校法の規定に従い、理事長が招集し、予算及び事業計画、中期的な計画等、重要な決定に際しては、理事長においてあらかじめ評議員の意見を聴き、重要な決定をしている。	◎	IV-C-2 (2)（評価） 観点に従い適切な運用と点検を実施した。	IV-C-2 (2)（改善） 適切な運用と点検の実施を継続していく。

区分レベル	IV-C-3
学科専攻名	法人本部
記載者名	木下幸彦

	PLAN（計画）	DO（実行）		CHECK（検証）	ACT（改善）
IV-C-3(1)	IV-C-3 (1)学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表する。 （計画）観点に基づき適切に実施する	IV-C-3 (1)（実行） 学校教育法施行規則第百72条の2に規定された教育研究活動等の状況についての情報は本学ホームページにて公表している。	◎	IV-C-3 (1)（評価） 観点に従い適切な運用と点検を実施した。	IV-C-3 (1)（改善） 適切な運用と点検の実施を継続していく。
IV-C-3(2)	IV-C-3 (2)私立学校法に定められた情報を公表・公開する。 （計画）観点に基づき適切に実施する	IV-C-3 (2)（実行） 私立学校法に定められた、寄附行為の内容、監事による監査報告書、収支計算書、役員名簿、役員報酬等の支給の基準等は、本学ホームページにて公表・公開している。	◎	IV-C-3 (2)（評価） 観点に従い適切な運用と点検を実施した。	IV-C-3 (2)（改善） 適切な運用と点検の実施を継続していく。